

# パレスチナの市民社会

## —「市民」の政治意識と「市民社会」組織に対する信頼—

はじめに：「市民」とは誰か

研究方法

中産階層および自由主義者の「市民的精神」（仮説1の検証）

「市民社会」組織の概観

「市民」と「市民社会」組織（仮説2の検証①）

市民社会と民主化（仮説2の検証②）

むすび—「市民なき市民社会」—

浜中新吾

(神戸大学大学院国際協力研究科博士後期課程)

### はじめに：「市民」とは誰か

開発途上諸国の民主化現象を研究する上で、有用と考えられているアプローチの一つに「市民社会論」がある。近代ヨーロッパやアメリカ大陸で民主主義の発展に貢献した市民社会が、元々の文脈を離れて20世紀における開発途上国の政治的現象の説明に用いられていることは奇異な感覚、ないし漠然とした「危うさ」を感じさせる。

もちろん分析概念としての「市民社会」は特定の歴史的文化的特性を捨象した、比較分析に耐えうるようなタームとして定義されている。そもそも民主化研究における概念として「市民社会」を援用し始めたのはロシアおよび東欧地域の研究においてである。そこでは1980年8月にポーランドで誕生した独立自治労働運動である「連帯」が、1989年の民主化に大きな影響を及ぼしたという歴史的事実が、「ポーランド・モデル」として概念化された<sup>1</sup>。この概念はその後、アジア、アフリカ、中東諸国の民主化研究にも伝播し、研究者の目を民主化途上社会における非政府組織の役割に向かわせることとなった<sup>2</sup>。

中東地域を対象とした市民社会研究の集大成にNorton (1995) およびNorton (1996) がある<sup>3</sup>。このシリーズの中でIbrahim (1995) は「中東における市民社会」が「国家と個人の間にある公的空間への有意志的

な集団参加」であると考え、制度の上では「NGO（非政府組織）、政党、労働組合、専門職業組合、共同体開発連合、その他の利益集団」を指し、規範の上では「寛容であることの価値、および道德律」のことであると定義した<sup>4</sup>。また、Muslih (1995) は同じシリーズの中で「パレスチナの市民社会」の執筆を担当している。彼もIbrahimの定義を尊重して、市民社会が個人と国家との間にある「緩衝帶」であること、そして具体的な組織と「市民的精神」で成り立っていることを主張した<sup>5</sup>。

開発途上国における市民社会研究を概観すると、それぞれの議論に共通する三つの視点が浮かび上がってくる。それは（I）具体的な種々の組織、（II）寛容性と自発性に特徴づけられる市民的精神、（III）市民社会にとって中心的な社会階層である中産階層の存在、である。民主化論のケーススタディとしてパレスチナを取り上げた業績を検討すると<sup>6</sup>、市民社会を構成する組織は元々PLO各派とイスラーム諸団体が、支持を広げる目的で占領地区の住民にサービスを提供するために作られたためにそれぞれ党派性を持つこと、および組織内部が民主的に運営されていること（執行部選挙や多数決による意思決定）に注目したものがほとんどである。市民的精神は組織のメンバーや支持者が当然備えているものとして描かれ、彼らの多くが中産階層に属すと見なされているので、（II）

と（Ⅲ）の視点に触れているように見えながら、その実は（Ⅰ）の視点に偏重していると言えよう。

Shils (1991) はこれまでの市民社会論が「Civilityをあまりに無視してきた (p.3.)」と主張する。このCivilityは「市民的美德」や「公共精神」とも言い換えられるのではないだろうか。この主張は（Ⅱ）の視点を持った研究がもっと多くなされしかるべきと受け取ることもできる。

本質的な議論になるようだが、市民社会の最小構成単位はShils (1991) の言うCivilityを備えた個々の「市民」でなければならないのではないか。これまでの市民社会論はヘーゲル、グラムシ、ハーバーマスといった社会思想史上の巨人から開発途上国をケースにした実証研究に至るまで、市民社会についてはそれぞれの問題関心から詳細に議論を展開していく中、市民社会を構成する個人は自明のものと考えられてきたのではないだろうか。つまり「市民とは誰か」という問題は半ば放置されてきたのである<sup>7</sup>。

本稿はパレスチナ自治区においてなされた社会調査に回答してくれた個人の政治意識を集約し、集合的な政治文化の様相を明らかにしようとするものである。言い換えるとこれまでの市民社会論が集団を分析単位とする「マクロ政治学」であったのに対し、本研究は個人を集合的に取り扱う「ミクロ政治学」の立場に立つ。それゆえに個人としての「市民」を分析単位として定義する必要が生じる。

これまでになされた多くの研究から、「市民」とは、①「教養と財産を持つ中産階層」であるか、②「自由主義者」のいずれか、もしくはその両方に当てはまる個人であると定義できるだろう。定義①は古典的な市民社会論によく見られ、18世紀および19世紀のヨーロッパにおける市民革命の歴史的研究の成果から得られるものである。定義②もまた、古典的かつ経験的な議論であり、しばしば①の定義と重なり合うことがある。つまり、市民とは「教養と財産をもつ中産階層」=「政治・経済活動の自由の信奉者（自由主義者）」のことである<sup>8</sup>。

南欧と南米の民主化を比較研究したオドネル&シュミッター (1986) は民主化移行期における「市民社会の復活」を次のように説明した。まず体制エリートと

対抗エリートの間で協約（Pact）が結ばれると企業家、商人、銀行家、大土地所有者といった体制を支えていたブルジョワが政治的経済的活動の自由を主張し始める。次に自営専門職および専門職サラリーマンなどからなる「中間諸部門」がブルジョワに対抗しながら、人権活動家や知識人および芸術家などの力を借りて、様々な要求を充足させるために「政治生活の民主化」を求めるようになる<sup>9</sup>。オドネルとシュミッターの議論においては①の定義は「中間諸部門」にあたり、②の定義はブルジョワに相当するであろう。この両者は共に市民社会を「復活」させる「市民」だと考えられる。

本稿において、われわれは市民社会を構成する「市民」を個人のレベルで定義し、彼らの「市民社会」組織に対する信頼感を分析することによって、彼らが真に民主化を志向し行動しようとしているのかを確認したい。言い換えれば、本稿の第一の目的は社会階層によって定義した「市民」が「市民的精神」を備えているかどうかを分析することであり、第二の目的が「市民」と「市民社会」との信頼関係の確認である。先の市民社会論の三類型から言えば、本稿は既存のパレスチナ市民社会論において不十分なⅡ（市民的精神）とⅢ（中産階層）の視点から研究するものである。また、この研究は「寛容で自発的な市民」が自治政府と一定の緊張関係を保っている「市民社会」を支えており、このことがパレスチナ社会における一層の民主化を促す、という古典的かつ楽観的な「市民社会論」を批判するものである。

## 研究方法

本稿は次の仮説を検証する。

仮説1：「市民」は寛容かつ自発的な「市民的精神」を相対的に身につけており、権威主義よりも民主主義を志向する。

仮説2：「市民」から信頼される「市民社会」組織は自治政府と一定の緊張関係を保っているとパレスチナ人の間で考えられており、そのことは政治意識レベルの民主化に適した環境といえる。

仮説1の「市民」は先述の①「中産階層」もしくは

②「自由主義者」である。この両者を操作できるように定義しなければならない。「教養と財産を持つ中産階層」を本稿では次のように操作化する。まず「教養」を「学歴」と見なして「大学卒以上」を学歴面から見た中産階層とする（全ケースの13%程度）。次に「財産」を「所得」と見なして「月収600JD（ヨルダン・ディナール）以上」のグループを所得面から見た中産階層と定義する（全ケースの8~9%程度）。最後に職業分類の面からは専門職業者（全ケースの2%）と事務系給与所得者（全ケースの11%）および商店主（露天商を除く、全ケースの5%）と定義する<sup>10</sup>。一方、「自由主義者」は政治的自由主義および経済的自由主義に関する三つの質問に対して肯定的な回答を示した者と定義する<sup>11</sup>。

次に「市民的精神」とはIbrahimが述べた規範面の「市民社会」そのものであり、社会的マイノリティに対する寛容性と政治的な自発性から成る。本稿ではパレスチナ社会におけるマイノリティを「女性およびキリスト教徒」と定義し、彼（女）らの政治的・社会的権利の保証を認めるか否かの質問を主成分分析にかけることで「寛容性」概念を構成した（浜中2000）。これと同様に「政治的自発性」も回答者自身の政治・社会活動への積極性や義務感などの質問を主成分分析にかけた結果から構成した<sup>12</sup>。

「民主主義への志向」は、政治意識のレベルで民主主義的な規範を支持するか否かを意味する（浜中1999、142-143頁）。つまり民主的な政治制度、例えば複数政党制や法治主義、軍や警察の文民統制および公正で定期的な選挙制度といった制度面に対し「望ましい」とする意見によって測定される。さらにに行政府の権威主義化を妨げ、権限を制限する「セーフガード」（Huntington 1997, p.7.）としての「個人の自由や権利に関する規範」によっても「民主主義への志向」は測定されうるものと定めた<sup>13</sup>。

仮説2における「市民社会」組織とは、具体的には「新聞などローカルなメディア、労働組合、野党、パレスチナ女性組合、大学のボランティア団体、ザカート（喜捨）共同体」を指すものとする。また「意識レベルの民主化」は「民主主義への志向」と同義と考えておく。これらの組織は「市民」から信頼されること

によって「市民社会」を形成する。この「市民社会」は自治政府の圧力団体であると同時に批判勢力にもなりうる。このように市民から信頼される「市民社会」の存在が、民主化にとって望ましいものと考えるロバート・パットナムの仮説を採用しておきたい（Putnam 1993）。

本稿で主に使用したデータはパレスチナ研究調査センター（CPRS）が東エルサレムを含む西岸地区およびガザ地区で1995年8月から9月にかけて行った第19回調査から得られたものである。サンプルの抽出には多段階抽出法が用いられた。第一段階として確率比例抽出法により地域（第一次抽出単位）を選定する。第二段階では選ばれた地域から一ないし二のブロックを無作為抽出する。第三段階は系統的抽出法で世帯を選び出す。最後に世帯から18歳以上の人物（有権者）を抽出する。この方式を用いて120の地域を第一次抽出し、最終的に1307サンプルを得た。この調査の誤差の推定範囲は3%であると発表されている。なおこの第19回調査データは大学卒業者のサンプルを実際の人口比以上に代表てしまっているので、これ修正するためのウェイトが置かれている。そのため分析に使用できるサンプル数が930になっている。

### 中産階層および自由主義者の「市民的精神」 (仮説1の検証)

「市民」が「寛容かつ自発的」であるとする仮説1を検証するために、社会的マイノリティに対する寛容性（社会的寛容性）と政治的な自発性、および民主主義的規範を目的変数にとり、学歴・職業・所得を説明変数とした一元配置の分散分析を行った。この分析によって、中産階層が他の階層と比べて寛容か否かが明らかになる。

社会的寛容性の違いは所得格差によってのみ説明され、制度的民主主義に対する態度の違いは学歴・職業・所得によって、個人の自由と権利に対する態度の違いは学歴と職業の差によって説明できることが、以下の表1からわかる（カテゴリーによる平均値の差を検出する多重比較表は非常に煩瑣になるため省略した）。

表1：分散分析表（学歴・職業・所得はF値。自由度3，自由主義者はt値。）

	学歴	職業	所得	自由主義者
社会的寛容性	1.771	0.215	4.117**	-0.680
政治的自発性	4.201**	32.950**	0.965	-3.597**
制度的民主主義	3.672*	8.630**	3.015*	-2.845**
個人の自由と権利	2.227	4.727**	1.885	-2.682**

注) \* : p<0.05で統計的に有意。 \*\* : p<0.01で統計的に有意。

社会的寛容性の平均値は月収601～900JDのグループと300JD以下のグループとで0.443もの差が存在する。一方、月収900JD以上のグループと300JD以下のグループでも0.354の差がある。この結果から「月収601～900JD以上のグループは月収が300JD以下のグループよりも平均的に寛容である」と言える。

政治的自発性的程度は学歴と職業によって説明される。特に職業のF値は相対的に大きい。政治的自発性的平均値の差は大学卒以上のグループと小学校卒以下のグループで0.327の差が見られるが、それ以外のグループとでは有意な差が認められない。そして職業では、中産階層と主婦層との間で0.733もの大きな差が認められた。このことは「中産階層の政治的自発性は、学歴面からは小学校卒以下のグループに対して、そして職業面では主婦層に対して相対的に大きい」ことを意味する。

制度的民主主義の規範については、平均値の差が大学卒以上のグループと小学校卒以下のグループで0.221、中等学校卒のグループとの差では0.336となつた。2年制カレッジ卒のグループとの差は見られなかつた。

次に、職業では中産階層と学生との差が0.322、主婦層との差が0.458であった。最後に所得で見ると、月収601～900JDのグループと300JD以下のグループとで0.368の差があり、月収900JD以上のグループと300JD以下のグループで0.379もの差があることがわかった。以上の結果から、「学歴・職業・所得のすべての面から把握した中産階層は、他の社会階層よりも平均して制度的民主主義を志向する」と明確に言える。個人の自由と権利の規範の場合、大学卒以上のグループと小学校卒以下のグループで有意な平均値の差が見

られた(0.234)。職業面からみた場合は中産階層と主婦層とで0.303の差が見られた。以上の結果から言えることは「学歴面と職業面から捉えた中産階層は相対的に個人の自由と権利を志向するが、その差は制度的民主主義の規範ほど明確ではない」というものである。表1の右端には、自由主義者か否かによって、「社会的寛容性」、「政治的自発性」、「制度的民主主義」、「個人の自由と権利」の四変数の反応に違いがあるかどうかを分析した分散分析結果(t値)が書き込まれている。この結果から、自由主義者かどうかによって社会的な寛容性に違いは見られなかったが、他の三変数には違いが見られた。つまり自由主義者は政治活動の面で自発性を示しており、制度的民主主義を志向し、個人の自由と権利に敏感である。このことから「自由主義者を市民と定義するならば、市民はとりたてて社会的マイノリティに対し寛容とは言えないが、政治的な自発性は相対的に備えている」と言える。

### 「市民社会」組織の概観

西岸のビルゼイト大学で女性学を研究するR.ハマミによれば、オスロ合意以降のパレスチナにおける市民社会論の口火を切ったのはパレスチナのNGOにおいて主導的な役割を果たしていた左翼系の知識人達である(Hammami 1995, p.53.)。パレスチナのNGOセンターには現在のところ約850から1200もの団体があると言われ(Brynen 1996, p.85.), 「イスラエル政府によって供給されなかつた難民救援サービスおよび開発サービスを、しばしば無償で、供給する努力」を行つてきた(Sullivan 1996, p.93.)。NGOによって提供されるサービス分野のうち、市民生活や開発に関連する活動

分野は「教育、保健、メディア、文化、労働、女性および人権」である。(Hammami 1995, p.53.)。

パレスチナNGOで働く職員数は数人から約300人ほどまでと幅があり、一団体の平均職員数はおおよそ20人と小規模な団体が多い。NGOセクターは占領地にやってきた国際NGOを含めると二万から三万人分の雇用を作り出していると推計されている (Brynen 1998, pp.194-195., Sullivan 1996, p.94.)。

NGOの活動が多岐にわたること、そして活動母体がキリスト教系団体、イスラーム系団体、および個人の篤志家などと多様にわたっていることから、Sullivan (1996) は「出現しつつある市民社会の主要な構成要素」となりうると指摘した (p.93.)。しかしパレスチナのNGOはファタハやDFLP, PFLP, パレスチナ共産党、ハマースなどの政党との繋がりをもち、各派が民衆の支持を獲得するパトロネージの「道具」になっていることも、また一面の事実である。このために異なる党派で同じ活動分野のNGOが一つのコミュニティに重複する現象も生じている (Brynen 1998, pp.195-198., Sullivan 1996, pp.94-95.)。本節では比較的長い歴史を持ち包括的な活動を行ってきた労働運動組織(労働組合連合)と女性解放運動(女性組合連合)、そして近年しだいに重要性を帯びてきたイスラーム主義系NGOを中心に、パレスチナの「市民社会」組織の歴史を政治社会学的視点から概観したい。

パレスチナの「市民社会」組織の歴史はオスマン帝国統治時代の末期までさかのぼることができる<sup>14</sup>。オスマン朝末期から英国委任統治の時代は地方名望家の財力によって運営されていたスポーツクラブや慈善活動団体および女性団体、カフェやゲストハウスなどがエルサレムを中心に存在していた。そのほかに宗教を軸とした民族的なムスリム諸団体 (Muslim Societies), 正教徒俱楽部 (Orthodox Club) といった組織も存在した (Muslih 1995, p.246.)。

イスラエルが建国されて西岸がトランシヨルダンに併合され、ガザ地区がエジプトの軍政下に置かれると、「市民社会」組織の性格も変質していった。第三次中東戦争後に西岸とガザがイスラエルに占領され、その後PLO(パレスチナ解放機構)が設立されると、「市民社会」組織はPLOとの関係を深めるようになった

(Muslih 1995, pp.247-248.)。

1925年、パレスチナで最初にできた近代的な労働組合連合PAWS (Palestinian Arab Workers' Society) は離散集合を経て、1954年ヨルダンに本部のあるGFTU (General Federation of Trade Union) として編成された。1970年頃までGFTUの執行部はほぼすべてパレスチナ共産党のメンバーによって支配されてきたが、その後PLO各派と労働組合活動との結びつきが生じておよそ次の四派に分裂した。共産党系のグループがProgressive Bloc, DFLP系の組織がWUB (Workers' Unity Bloc) であり、PFLP系の組織が (PAF) Progressive Action Frontである。そしてファタハを支持する労働組合運動のブロックはWYM (Workers' Youth Movement) と称している。( Hilterman 1991, pp.56-125.)。

労働組合と同様に、女性団体や大学ボランティア<sup>15</sup>も党派色が強い。1970年代後半に女性労働委員会 (Women's Work Committee) がビルゼイト大学の卒業生などを中心に結成された。この団体はこれまでの慈善活動を主とした女性団体とは異なり、イスラエルの占領に対する抵抗を柱とし、女性の読み書き能力開発、医療、教育、職業訓練といった活動によって女性の解放を目指すものであった。その後1980年代の初期に党派色が強まって委員会は四つのグループに分裂した。

DFLP系で最大組織のFPWAC (Federation of Palestinian Women's Action Committees), PFLP系のUPWC (Union of Palestinian Women's Committees), ファタハを支持するWCSW (Women's Committee for Social Work), そして共産党系のUPWWC (Union of Palestinian Working Women's Committees) がそれらである<sup>16</sup>。

これら女性団体は活動家をリクルートする社会階層を異にすることでも路線の違いを示した。またPLO各派にとっても占領地区に支持団体を持つことで、占領地の実態を把握することでできるのであり、動員可能なリソースを使うことで民族解放運動を住民の互助活動から武力行使に至るまで様々なレベルで進めることができたのである (Muslih 1995, p.251.)。

宗教系の「市民社会」組織ではハマスやイスラミック・ジャーハードの所有するコーラン教室やプライマリ

ー・ヘルスケア担当のクリニックが有名である<sup>17</sup>。イスラーム復興主義運動のすそ野は広く、決してテロ活動のみで捉えられるものではない。地域住民のニーズに合わせた草の根運動がハマスやジハードの支持を伸ばしているといえる。これらの活動はザカート（喜捨）共同体が集めた募金を元に社会的弱者の生活保護や医療サービス、地域のイスラーム教育に当てられる（Muslih 1995, pp.258-259., 小杉 1996, 57-60頁）。

これら「市民社会」組織に共通する特徴は、第一に左翼系のNGOが主導的な役割を担ってきたことである。労働組合運動や女性団体をはじめとして医療や農業支援の分野においてもパレスチナ共産党は中枢的な役割を果たし、DFLPやPFLPもこれに倣った（Hammami 1995, p.54.）。ファタハも西岸およびガザでの支持者獲得のために同様の活動組織を作りはしたが、ファタハ系女性団体のWCSWが委任統治時代の慈善活動団体に類似していたこと（Hilterman 1998, p.43.）に見られるように、住民の政治的自発性や政治意識を養うよりは政治活動の道具としての色彩が強かった。

第二に、インティファーダ期に自発的な活動を活発化させたことで占領地区住民の政治意識を高め、その結果労働者や女性が自らの主体的な民族解放運動における役割に目覚めさせたことであるといわれる。労働者はイスラエル企業に対する従属的な立場を自覚し、女性は伝統的なパレスチナ社会における従属的な立場を自覚することとなった<sup>18</sup>。

第三に、湾岸戦争後は、政党色および派閥色を薄めようになったことである。理由として挙げられることは、まず冷戦の終結によって左翼イデオロギー的主張が占領地の人々にとっても魅力あるものではなくなったこと、そして「市民社会」組織の活動上の自律性が強まったために、組織構成員が自分自身を政党の政治的動員の担い手ではなく開発スペシャリストとして認識するようになったことがある（Hammami 1995, pp.56-57.）。1991年秋以降に中東和平プロセスがスタートしたが、このころから先進国がパレスチナの「市民社会」組織に対し財政的支援をはじめた。組織に対する資金の供給ルートが多様化したことでも党派色が失われるようになった理由であろう<sup>19</sup>。自治政府がスタートしてからは援助国はPECDAR（パレスチナ開発復

興経済評議会）を被援助サイドの窓口とし、一部のNGOが自治政府の機関に組み込まれる事態にもなっている<sup>20</sup>。

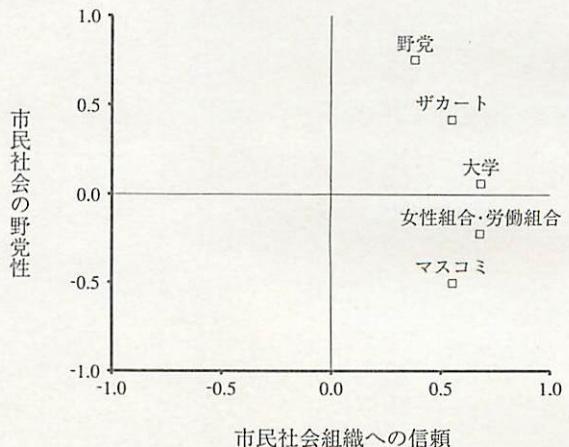
現在のパレスチナ自治においては、与党であるファタハに対抗できる強い野党が存在しない。このことは今後民主化が進展する上で良い条件とはいえない。パレスチナのNGOは自治政府の権力行使を監視し、イスラエルによる占領の不当性を訴えながら、パレスチナ社会の民主化の進展に貢献するような「市民社会の主要な構成要素となり、自治政府に対する民主的な均衡勢力を作り出す」ような組織となってゆく期待がかけられている（Hammami 1995, pp.58-61.）。

### 「市民」と「市民社会」組織（仮説2の検証①）

まず「市民社会」組織として選択した、「新聞などローカルなメディア（マスコミ）、労働組合、野党、パレスチナ女性組合、大学のボランティア団体、ザカート（喜捨）共同体」という6つの組織のポジショニングを主成分分析によって行う。ポジショニングの目的は、抽出された主成分を「市民社会」組織を評価した変数として用いるためである<sup>21</sup>。

主成分分析を行った結果、6つの「市民社会」組織は上の図1のようにポジショニングされた。この結果から第一主成分（横軸）を、<「市民社会」組織への

図1：市民社会組織の分析



信頼>度とし、第二主成分（縦軸）を<「市民社会」組織の野党性>とした。第二主成分を「野党性」としたのは、上の6つの組織に対する質問に「自治政府、治安部隊、自治議会、警察」という自治政府機関への信頼を聞いた質問を含めてポジショニングすると、政府系機関はすべて右下にプロットされたからである。「市民」と「市民社会」組織との関係はこの二つの変数に対する「市民」の反応として扱うことにする。

ポジショニングにおいて「労働組合」と「女性組合」が縦軸上で中央に近い場所へ配置されたのは、この二つの組織には与野党を問わずあらゆる党派のグループが混在しているためだと考えられる。そのうえで「労働組合」と「女性組合」が与党側（第二主成分の因子負荷量がマイナス）にあるのは、これらの中でファタハの勢力が人々の政治意識の中では優勢と考えられているためかもしれない。

「大学ボランティア」も中央に近いが、労働組合などと同様にあらゆる党派が入っており、かつ野党勢力が優勢と考えられているために全体としてやや野党志向をもっているのであろう。また「マスコミ」が最も与党側にポジショニングされているのは自治政府の厳しい監視監督下に置かれていると人々は感じているものと思われる（自治政府に批判的な新聞が休刊に追い込まれるために自主規制しており、その結果マスメディアが「非野党的」と受け取られているのであろう）。

仮説2の前半は「市民が「市民社会」組織を信頼している」部分と「「市民社会」組織が自治政府と一定の緊張関係を保っている」部分とに分けることができるだろう。なおここで注意しておくべきことは、本論が扱う対象はあくまで「パレスチナ人の政治意識」であって、実際の「市民社会」組織と自治政府との緊張

関係を客観的に分析することではない。したがって、この部分は「「市民社会」組織と自治政府は一定の緊張関係にあるとパレスチナ人に認識されているかどうか」という問題として取り扱われる。

まず「市民」が「中産階層」であるならば、彼らは他の階層の人々よりも「市民社会」組織に信頼を与えているかどうかを分析しなければならない。次の表は分散分析によって職業によって定義した中産階層と他の社会階層との間で「市民社会」組織への信頼度に差があるかどうかを分析したものである。その結果中産階層の信頼度は主婦層の信頼度に比べて明らかに高いことがわかった。このことは同時に中産階層と学生層およびその他の社会層との比較では、「市民社会」組織への信頼度に差が見られることを意味する。一方、中産階層の定義を所得と教育で行った場合、他の社会階層との差は統計的に有意とはならなかった。

表3：〈「市民社会」組織の野党性〉に対する分散分析の結果（T検定）

	ケース数	平均値	標準偏差
市民（自由主義者）	212	0.112	0.978
非自由主義者	470	-0.005	1.006

注) 二つの平均値の差はp<0.05で統計的に有意 (T=1.989 自由度417.7)

次に「市民」を「自由主義者」とした場合で分析してみると、「自由主義者ではない人々」と比べて「市民」が「市民社会」組織を信頼する統計的な証拠は明らかにならなかった。ゆえに「市民」をいかように定義しても、「市民」が「市民社会」組織をより一層信頼していることは必ずしも言えない。

それでは「市民社会」組織と自治政府との間に一定の緊張関係があることをパレスチナ人は認知している、と言えるのだろうか。今度は被説明変数を<「市民社会」組織の野党性>として上と同様の分析を行ってみた。すると「市民」を中産階層であると定義した場合は、他の社会階層との差は全く見られなかった。これは中産階層を職業、所得、教育の全ての面から見ても同様であった。他方、「市民」を自由主義者であ

表2：〈「市民社会」組織への信頼度〉に対する分散分析の結果（多重比較）

中産階層(N=117)との比較	平均値の差	標準誤差
学生層(111)	-0.242	0.140
主婦層(337)	-0.332*	0.109
その他の社会層(309)	-0.001	0.108

注) \* : p<0.05で統計的に有意。 ( ) 内はケース数。

ると定義した場合、「市民」は「市民社会」組織の野党性に肯定的であることが判った。

### 市民社会と民主化（仮説2の検証②）

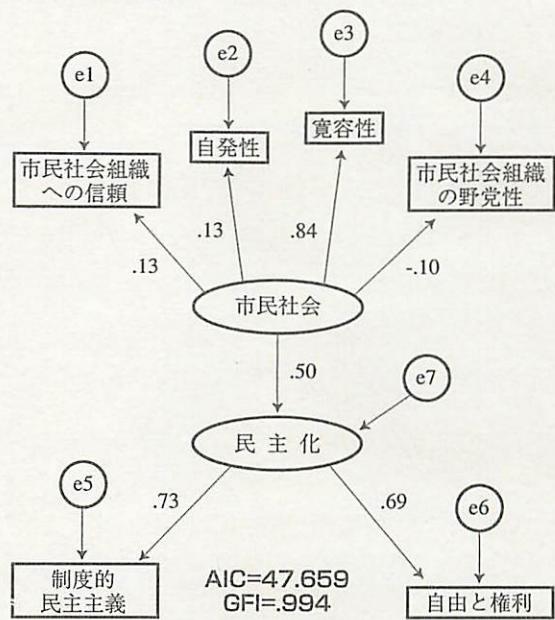
仮説2の最後の部分は、「寛容で自発的な市民」と「政府とは一定の緊張関係にある組織」から成る市民社会が民主化にとって良い環境だ、というものである。この部分を検証するために、本稿では共分散構造分析<sup>22</sup>を行ってみた。

共分散構造分析は観測可能な変数から、直接観測することの困難な「潜在変数」を構成し、観測変数と潜在変数間の因果関係、および「潜在変数」どうしの因果関係を分析するものである。ここでは潜在変数として「市民社会」と「民主化」を設定し、「市民社会」から「民主化」への因果関係をモデル化した。潜在変数「市民社会」は市民的精神の変数である「寛容性」と「自発性」、および「市民社会」組織の変数である「組織への信頼」と「野党性」という四つの観測変数で構成した。一方、潜在変数「民主化」は観測可能な「制度的民主主義」と「個人の自由と権利」の二変数から構成した<sup>23</sup>。

次の図2は共分散構造分析の結果を示したものである。モデルの適合性を示す指標のGFI, AGFI, RMR, NFI<sup>24</sup>などは理想的といえる値を示した。つまりこのモデルの統計的信頼性は極めて高いといえる。図2に示された「市民社会」から「民主化」への因果関係の強さを表すパス係数は0.50と比較的高い。このことから人々の政治意識のレベルにおいて、寛容で自発的な「市民社会」は制度と権利および自由の面から見た「民主化」を進めると言うことができる。

この図2において注目すべき点は、潜在変数「市民社会」を構成する観測変数の中でパス係数が大きい「寛容性」だけが意味をもっており、他の観測変数はあまり重要ではないということである。つまり「市民社会」の概念において、「自発性」、「組織に対する信頼」、「組織の野党性」という側面は、制度と自由及び権利から構成される「民主化」概念にインパクトを与えないことを意味している。

図2 共分散構造分析の結果



注) : ei (i=1,2,...,7) は誤差項。係数は標準化されている。

### むすび—「市民なき市民社会」—

本稿はパレスチナにおける市民社会論を「市民」の政治意識と「市民社会」組織に対する信頼に焦点をあて、これらを変数化して計量的に分析したものである。これは既存のマクロ的市民社会論に欠如していた、個人レベルのミクロな分析視点を補おうとするものである。具体的な分析プロセスでは市民社会に関する二つの仮説を検証した。

第一の仮説を検証した表1の分散分析表から、パレスチナの「市民」は個人的な自由と権利を志向するが、社会的マイノリティに対して必ずしも寛容とは言えず、市民的精神を十分備えてはいないことが、まず最初に指摘できる。次に「市民」が政治面で自発的かどうかは、学歴で小学校卒以下、職業では主婦層という最も保守的と考えられる層との対比においてのみ言えることであって、それ以外の社会層との比較では違いが見られない。最後に制度的民主主義については「市民」が他の社会階層および自由主義者でない人々と比べて、明確に民主主義志向を示している。

第二の仮説の検証結果からは次の結論が導かれる。まず表2より、市民が職業的分類の中産階層であるならば、主婦層と対比した場合にのみ、「市民社会」組織を信頼していると言える。さらに図2の共分散構造分析の結果から、市民的精神（自発性と寛容性）および「市民社会」組織の属性（信頼と野党性）によって構成した、政治意識に内在する「市民社会」が、政治意識レベルの「民主化」に明らかなインパクトを与えていたことである。

言うなれば、パレスチナ社会に市民社会精神を備えた「市民」を見出せない。それゆえ「市民社会」組織には「市民」による支持の裏付けがないまま存在している。これは「中産階層たる市民が中核となった自發的社会組織が民主化を求める」というモデルからはかけ離れた構図である。

また図2は「市民社会」概念を支えているのはほとんど「社会的マイノリティに対する寛容性」だけであることも明らかにしている。社会階層と自由主義から定義した「市民」には「寛容性」が欠如しており、「寛容性」のみが「市民社会」を支え、「民主化」に有意なインパクトを与える図式は、空洞化した「市民なき市民社会」という構図を呈している。

したがって本稿の分析から得られる結論は、マクロ的市民社会論で重要視されていた社会階層的変数と自由主義というイデオロギー変数がほとんど意味を持たず、「社会的マイノリティに対する寛容性」という文化的変数が決定的に重要性を持つ、というものであった。これは同時に、政治的自発性と「市民社会」組織への信頼という「市民社会」概念を構成するはずの重要な変数が、政治意識レベルの民主化に貢献していないことも意味する。

開発途上地域の市民社会論に感じられる漠然とした「危うさ」の正体とは、本稿の分析結果と「中産階層と活発なNGOセクターの拡大による民主化」とのイメージとの間に感じられる「大きな溝」なのではないだろうか<sup>25</sup>。

## 注

1) 邦文の研究では批判的・社会理論を適用し、東欧民主革命における市民社会の分析を行った川原（1993）が傑出している。

- 2) 邦文では、アジアは岩崎編（1998）、アフリカは青木（1998）と岩田（1998）、中東は小杉（1996）などが議論の整理を行っている。
- 3) Brynen et.al.eds. (1995) の第二部 “Civil Society: Actors and Activism, Empowerment and Peripheralization.” 所集の諸論文も参照。また、カイロ・アメリカン大学の研究グループも「中東における市民社会と民主化」研究プロジェクトを立ち上げ、各国別にシリーズ化した研究書を発行した (Ismael & Ismael 1998)。
- 4) Schwedler (1995) もロック、ヘーゲルはじめとする近代市民社会の政治思想史における議論から説きおこし、現代の政治理論家の議論を敷衍して中東における市民社会を定義している。
- 5) Turner (1984) は中東諸国の「市民社会」概念形成におけるオリエンタリズムの問題に注意を促し、小杉（1996）はこれに注意しながら、「イスラーム的市民社会の一般モデル」構築を試みている。
- 6) Muslih (1993), Brynen (1998), Hassassian (1997), Frish (1997), Robinson (1993), Robinson (1997), Sullivan (1996) の各論考を参照のこと。
- 7) 例えば、ステパン（1989）は「市民社会」を「市民組織が、自分たちの存在を表明し、その関心事を追求すべく、さまざまな組み合わせによって自らを編成しようとする、こうした舞台のこと」(4頁)と定義しているが、彼は「市民」について何も定義していない。なお、本稿の「市民社会」組織は、ステパンの言う「市民組織」にはほぼ等しい。
- 8) 平田（1993）はマルクスとグラムシの「市民社会」概念が「ブルジョワ社会」とは重なり合いながらも異なる概念であることを強調しているが、本論では社会科学的に操作の容易な概念が好ましいと考えるので古典的な議論を詳細に検討することは避けておく。
- 9) オドネル&シュミッター（1986）第五章を参照。中東のケースを議論したものとしてはWaterbury (1994) およびLeca (1994) がある。
- 10) 専門職業者は「医者、弁護士、経営者、大学教授、技術などの高度な知識を必要とする職業」と定義する。中産階層をどのように定義するかについては多くの議論がなされているが、本稿では統計的に確かな結果を得るために、サンプルがなるべく大きくなるように定義した。同様の定義は河森（1998）145頁にも見られる。
- 11) 尺度構成に使用した質問は①「パレスチナ自治政府は表現の自由を人間の権利として保証すべきである」、②「国家からの介入を受けない個人の自由を良いものと考える」、③「政府の介入を受けない自由経済は最良のシステムである」の三つである。これらに対し「大いに同意する」および「合意する」(質問①)、「非常に当てはまっている」および「当てはまっている」(質問②)、「いつもそう思う」および「たびたびそう思う」(質問③)と回答したケースをカウントする。そして三つの質問すべてに上記の回答をした者を「自由主義者」と定義した。思想史的に言えばこの定義は「保守主義化した自由主義」にあたる。蒲島・竹中（1996）60-75頁。

- 12) 概念構成に使用した質問リストは末尾のテクニカルノート表Aと表Bに掲載した。
- 13) 理論的な考察はDiamond (1996) およびHuntington (1997)。各国の民主化に関する基本データを提供しているFreedom Houseは民主化の基準を8項目の「政治的権利」と13項目の「市民的自由」から構成している。本稿では「制度面の民主化」が「政治的権利に」、「個人の自由や権利に関する規範」は「市民的自由」に対応している(Freedom House 1997)。なお概念構成に使用した質問リストは末尾のテクニカルノート表Cと表Dに掲載した。
- 14) Mardin (1995) pp.290-295. またGoldberg (1993)によれば、中世イスラーム社会において王権の恣意的な濫用から個人が財産を守り、不満を主張できるような公的空間としての市民社会が既に見られたと論じている。
- 15) ビルゼイト大学では学生の援農ボランティアを組織していたことで有名である(Muslih 1994, p.255.)。
- 16) Hilterman (1998) pp.42-43. UPWWCは同じく共産系のパレスチナ医療委員会同盟(UPMRC)と共にパレスチナの献血システムを整備した(Robinson 1993, p.305.)。
- 17) 医療系NGOもまた党派色があり、UPMRCの他にもPFLP系の医療サービスのための人民委員会(PCHS)、DFLP系のヘルスケア委員会連合(UHCC)、ファタハ系の医療サービス委員会(HSC)がある。それぞれ活動領域などに違いが見られるが、政治党派的視点から組織づくりがなされているために、一つの村に二つ以上の診療所ができる一方で、診療所が全く無い村もある。Robinson (1993) およびRobinson (1997) 第三章。
- 18) Sabbagh ed. (1998) 所集の各論文を参照のこと。
- 19) 1990年代初頭にEUやUSAID(米国国際開発局)からパレスチナのNGOが受け取っていた援助は1.7~2.4億ドルであった(Brynen 1996, p85., Hammami 1995, p.59.)。共産圏と湾岸産油国からの援助が激減していた占領地域のNGOにとっては天佑ともいえる出来事であったのかもしれない。
- 20) ファタハ系で医療NGOの最大組織「医療サービス評議会(Health Service Council)」は自治政府の機構へと吸収され、評議会長のAnis Al-Haqは計画・国際協力省の副大臣に就任した。Sullivan (1995) p.95., Robinson (1997) pp.47-49。
- 21) 主成分分析の結果は末尾のテクニカルノート表Eに掲載した。
- 22) 経営学や心理学、社会学の分野で応用されることの多い分析手法で、簡単に言えば因子分析や重回帰分析などの共分散をもとにして行われる多変量解析の総称である。入門レベルでは豊田・前田・柳井(1992)が予備知識のない初学者向けの解説をしている。石村(1995)は線形代数学の知識を前提に共分散構造分析の数学的説明をしている。統計パッケージの操作と出力の読み方は石村(1998)を参照した。より専門的にはBollen(1989)が、産業化と民主化の因果モデルという本稿の関心に近い分析例を紹介している。吉川(1998)も同様。なお本稿で使用した統計パッケージはAmos 3.6である。
- 23) 本稿では標準的な「多重指標モデル」を採用した。
- 24) それぞれ「適合度指数」「調整適合度指数」「根平均二乗定数」「標準化適合度指数」の略称。GFIとAGFIは0から1の間の値を取り、1に近いほど良いモデルであることを示す。RMRも0から1の間の値を取りが0に近いほど良いモデルを意味する。NFIは推定パラメータを最も多くしたモデルの当てはまりのよさを1、最も少なくしたモデルの当てはまりのよさを0とした時の指数で、当然1に近い程よい。NFIは「説明変数は少ない程よい」という社会科学の「ケチの論理」に従った指標だといえる。このモデルはGFI=0.994, AGFI=0.984, RMR=0.026, NFI=0.975という理想的な値を示した。また図中に示されたAIC(赤池の情報量基準)は複数のモデルを比較した場合の相対的な当てはまりの良さを表す指標で小さいほど良い。豊田・前田・柳井(1992) 174-176頁、石村(1998) 217-222頁。
- 25) 参考文献に掲げた、パレスチナの市民社会を扱った全ての文献に共通するモデルがこれであると言ってよい。民主化の不確定要素はもっぱらイスラエルとの交渉プロセスをはじめとする国際政治ファクターだと主張する点も共通である。

## 参考文献

- 青木一能(1998)「ポスト冷戦下のアフリカ—冷戦型紛争の行方と民主化の潮流—」青木一能ほか編『比較政治学の視座』新評論、245-273頁。
- Bollen,Kenneth (1989) *Structural Equations with Latent Variables*. Wiley & Sons.
- Brynen,Rex. & et.al. eds. (1995) *Political Liberalization & Democratization in the Arab World, Vol.1 Theoretical Perspectives*. Boulder, Rienner.
- Brynen,Rex (1998) "From Occupation to Uncertainty: Palestine," in Korany,Bahgat & et.al.eds. *Political Liberalization & Democratization in the Arab World Vol.2, Comparative Experience*. Boulder, Rienner. pp.185-202.
- Diamond,Larry (1996) "Is the Third Wave Over?" *Journal of Democracy*, Vol.7, no.3, pp.20-37.
- Freedom House (1997) *Freedom in the World: Political Rights and Civil Liberties 1996-1997*, New York, Freedom House.
- Frisch,Hillel (1997) "Modern Absolutist or Neopatriarchal State Building? Customary Law, Extended Families, and the Palestine Authority," *International Journal of Middle East Studies*, Vol.29, pp.341-358.
- Gellner,Ernest (1996) *Conditions of Liberty: Civil Society and its Rivals*. London, Penguin Books.
- Goldberg,Ellis (1993) "Private Goods, Public Wrongs, and Civil Society in Some Medieval Arab Theory and Practice," Goldberg et. al. eds. *Rules and Rights in the Middle East: Democracy, Law, and Society*. Seattle, University of Washington Press. pp.248-271.
- 浜中新吾(1999)「パレスチナ市民の民主主義的価値観—世論調査データの二次分析を中心に—」『行動科学研究』第51号、137-151頁。

- 浜中新吾（2000）「パレスチナ社会におけるイスラーム主義的価値観と政治意識の民主化」『国際学論集』第45号、1-29頁。
- Hammami,Rema (1995) "NGOs: The Professionalisation of Politics," *Race & Class*, Vol.37, no.2, pp.51-63.
- Hall,John A. (1995) *Civil Society: Theory, History, Comparison*. Cambridge, Polity Press.
- 花田達朗（1993）「公共圏と市民社会の構図」『岩波講座社会科学の方法Ⅷシステムと生活世界』岩波書店, 41-83頁。
- Hassessian, Manuel S. (1997) "Policy and Attitude Changes in the Palestinian Authority," Sela, Avraham & Moshe Maoz *The PLO and Israel: From Armed Conflict to Political Solution 1964-1994*. London, Macmillan, pp.73-94.
- ユルゲン・ハーバーマス, 細谷貞夫訳（1975）『公共性の構造転換』未来社。
- Hiltermann,Joost R. (1991) *Behind the Intifada: Labor and Women's Movement in the Occupied Territories*. Princeton, Princeton University Press.
- Hilterman,Joost R. (1998) "The Women's Movement during the Uprising," Sabbagh,Suha *Palestinian Women of Gaza and the West Bank*. Bloomington, Indiana University Press., pp.41-52.
- 平田清明（1993）「市民社会概念におけるヘーゲル・マルクス・グラムシ」『市民社会とレギュラシオン』岩波書店, 279-324頁。
- Huntington,Samuel (1997) "After Twenty Years: The Future of the Third Wave," *Journal of Democracy*,Vol.8,no.4,pp.3-12.
- Ibrahim,Saad Eddin (1995) "Civil Society and Prospects for Democratization in the Arab World," in Augustus Norton ed. *Civil Society in the Middle East Vol.1*, Leiden, E.J.Brill, pp.27-54.
- 石村貞夫（1995）『グラフ統計のはなし』東京図書。
- 石村貞夫（1998）『SPSSによる多変量データ解析の手順』東京図書。
- Ismael, Tareq & Jacqueline Ismael (1998) "Civil Society and Democratic Transition in the Arab World," *Middle East Journal*, Vol.52, no.3, pp.441-445.
- 岩崎育夫編（1998）『アジアと市民社会』アジア経済研究所。
- 岩田拓夫（1998）「アフリカ「民主化」分析の従来的理論枠組みの批判的考察（I）（II）」『政治経済史学』第382号16-34頁, 383号36-51頁。
- 蒲島郁夫・竹中佳彦（1996）『現代日本人のイデオロギー』東京大学出版会。
- 川原彰（1993）『中東欧の民主化の構造：1989年革命と比較政治研究の新展開』有信堂。
- 河森正人（1998）「タイー高度経済成長と市民社会の形成過程」岩崎育夫編『アジアと市民社会』アジア経済研究所, 139-164頁。
- 小杉泰（1996）「イスラーム市民社会と現代国家」山内昌之編『「イスラム原理主義」とは何か』岩波書店, 37-68頁。
- Leca,Jean (1994) "Democratization in the Arab World: uncertainty, vulnerability and legitimacy. A tentative conceptualization and some hypotheses," in Ghassan Salamé *Democracy without Democrats?: The Renewal of Politics in the Muslim World*, pp.48-83.
- Mardin,Serif (1995) "Civil Society and Islam," in John Hall *Civil Society: Theory, History, Comparison*. Cambridge, Polity Press, pp.278-300.
- Muslih,Muhammad (1993) "Palestinian Civil Society," *Middle East Journal*, Vol.47, no.3, pp.269-274.
- Muslih,Muhammad (1995) "Palestinian Civil Society," in Augustus Norton *Civil Society in the Middle East Vol.1*. Leiden, E.J.Brill,pp.243-268.
- Norton,Augustus R.ed. (1995) *Civil Society in the Middle East Vol.1*, Leiden,E.J.Brill.
- Norton, Augustus R.ed. (1996) *Civil Society in the Middle East Vol.2*, Leiden, E.J.Brill.
- ギレルモ・オドネル & フィリップ・シュミッター, 真柄秀子・井戸正伸訳（1986）『民主化の比較政治学：権威主義支配以後の政治世界』未来社。
- Putnam,Robert (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton, Princeton University Press.
- Robinson,Glenn E. (1993) "The Role of the Professional Middle Class in the Mobilization of Palestinian Society: The Medical and Agricultural Committees," *International Journal of Middle East Studies*,Vol.25, pp.301-326.
- Robinson,Glenn E. (1997) *Building a Palestinian State: The Incomplete Revolution*. Bloomington, Indiana University Press.
- Sabbagh,Suha ed. (1998) *Palestinian Women of Gaza and the West Bank*. Bloomington, Indiana University Press.
- 佐伯啓思（1998）『「市民」とは誰か：戦後民主主義を問いかねおす』PHP研究所。
- Schwedler,Jullian (1995) *Toward Civil Society in the Middle East? A Primer*, Boulder, Rienner.
- Shils,Edward (1991) "The Virtue of Civil Society," *Government and Opposition*, Vol.26, no.1, pp.3-20.
- アルフレッド・ステパン, 堀坂浩太郎訳（1989）『ポスト権威主義：ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部』同文館。
- Sullivan,Denis J. (1996) "NGOs In Palestine: Agents of Development and Foundation of Civil Society," *Journal of Palestine Studies*,Vol.25,no.3, pp.93-100.
- 豊田秀樹・前田忠彦・柳井晴夫（1992）『原因をさぐる統計学：共分散構造分析入門』講談社。
- Turner,Brian (1984) "Orientalism and the Problem of Civil Society in Islam," Asaf Hussan & et.al.eds. *Orientalism, Islam and Islamists*. Brattleboro, VT: Amana Books,pp.23-42.
- Waterbury,John (1994) "Democracy without Democrats?: the potential for political liberalization in the Middle East," Ghassan Salamé *Democracy without Democrats?: The Renewal of Politics in the Muslim World*, pp.23-47.

## テクニカルノート

社会的寛容性、政治的自発性、制度的民主主義に関する規範、個人の自由や権利に関する規範という四つの概念変数は、各表に掲載した質問群を主成分分析にかけ、その第

一主成分を質問群の代表となる変数として使用した。なお各表の因子負荷量は第一主成分を構成するウエイトを意味する。

表A

社会的寛容性	因子負荷量
キリスト教徒議員の存在は重要	.398
キリスト教徒とムスリムは同じ権利を持つべき	.516
女性議員の存在は重要	.488
女性は自分で結婚できる権利を持つべき	.232
男女は基本的に平等であるべき	.166

注) 主成分の寄与率は36%

表B

政治的自発性	因子負荷量
社会活動（ボランティアなど）に積極的	.666
政治活動に積極的	.767
インティファーダに参加した	.666
政治問題に詳しい	.352
自分の住む地域で誰かが逮捕されたら抗議デモに参加	.719
自分の意見を他人に伝えるのは義務である	.477

注) 主成分の寄与率は39%

表C

民主主義的規範①（制度的民主主義に関する規範）	因子負荷量
複数政党制の存在は重要	.511
完全に法に依拠した裁判は重要	.419
警察と治安部隊の文民統制は重要	.553
全ての政治的立場を代表する議会は重要	.679
定期的な選挙のある民主主義国を支持する	.417
公正で定期的な選挙は重要	.651

注) 主成分の寄与率は30%

表D

民主主義的規範②（個人の自由や権利に関する規範）	因子負荷量
政府による尋問目的の誘拐は問題	.471
検閲を無くし、出版の自由を認めることは重要	.649
恐怖を感じることなく、政府を批判できることは重要	.677
マイノリティの権利保護は重要	.577
表現の自由は保障すべき	.356
国家の介入を受けない個人の自由は良いものである	.231

注) 主成分の寄与率は27%

表E

「市民社会」組織の主成分分析	第一主成分 (組織への信頼)	第二主成分 (組織の野党性)
マスコミ	.571	-.493
労働組合	.658	-.238
野党	.375	.749
女性組合	.664	-.166
大学ボランティア	.661	-.006
ザカート共同体	.569	.397

注) 第一主成分の寄与率は35%，第二主成分の寄与率は17%。

質問文は「あなたは次の集団、組織をどの程度信頼しますか」というもので、「完全に信頼する」から「全く信頼しない」の5段階で回答させたものを分析に使用した。

#### 付記

本稿は筆者が平成10年度国立民族学博物館特別共同利用研究員として行った調査研究成果の一部である。分析に使用したデータはパレスチナ自治区ナブルス市のナジャフ大学付属パレスチナ研究調査センター（インターネットアド

レス <http://www.cprs-palestine.org/>）より提供を受けた。草稿の時点で中川智彦氏（神戸大学国際協力研究科博士後期課程）、および『行動科学研究』匿名レフェリーの方々から有益なコメントをいただいた。記して感謝したい。